

嶺南地域を含む福井県内企業の皆さまへ

令和7年度 嶺南地域新産業創出

モデル事業補助金

募集期間

令和7年度分の募集は終了しました。
~~令和7年3月24日(日)～4月25日(金)~~

公益財団法人 若狭湾エネルギー研究センターでは、企業等による新技術・新製品の開発やそれらの販路開拓の取組みを支援する制度として「嶺南地域新産業創出モデル事業補助金」を実施します。新技術・新製品については、①原子力・エネルギー分野(廃止措置関連含む)、②地域産業活性化分野、③環境分野、④植物工場・施設園芸分野、⑤防災分野の関連技術を活用して行う調査・研究・試作等に、販路開拓については、これまでに当法人の補助事業等で開発した技術・製品等について支援します。これは、福井県が推進する嶺南Eコースト計画(「多様な地域産業の育成」と「デコミッションングビジネス(※1)」)にもつながる取り組みです。※1原子炉の廃止措置(decommissioning)に際して、除染、解体、廃棄物処理など関連業務の受注を目指すビジネス

嶺南地域を含む県内企業の皆さまからのご応募を、お待ちしております。

補助対象事業者・補助対象事業・補助率・補助限度額・補助事業期間

補助対象事業者	補助対象事業	補助率・補助限度額	補助事業期間
製造業等ものづくりにより事業の展開を目指す以下の企業等 ①嶺南に事業所を有する企業 ②嶺南企業を含むグループ	基礎研究枠 技術シーズの実用化の可能性を探索するための調査および基礎的な実験	補助率: 2/3 補助限度額: 200万円 (脱炭素に資する事業の場合※2) 補助率: 2/3 補助限度額: 300万円	1年
	実用化研究枠 実用化に向けた試作品・試作機等の開発および販路開拓	補助率: 2/3 補助限度額: 600万円 (脱炭素に資する事業の場合※2) 補助率: 3/4 補助限度額: 900万円	最長3年 (審査は毎年行います)
①「新産業創出シーズ発掘事業」により製品等を開発した県内企業 ②「嶺南地域新産業創出モデル事業」により製品等を開発した県内企業 ③電力事業者や若狭湾エネルギー研究センターとの共同研究にて製品等を開発した県内企業 ④県(原子力安全対策課)が開催した「廃炉業務評価委員会」において、廃炉業務で活用可能と評価された製品等を開発した県内企業	販路開拓枠 展示会出展などの販路開拓および広報宣伝活動	補助率: 1/2 補助限度額: 200万円 (脱炭素に資する事業の場合※2) 補助率: 2/3 補助限度額: 300万円	最長2年 (審査は毎年行います)

※2 令和6年度より、地球温暖化対策に貢献する「脱炭素化」、「カーボンニュートラル」に関する技術・製品開発や販路開拓については補助率・補助限度額を拡大しています。(ただし、令和5年度からの継続案件については対象外とさせていただきます)

これまでの 主な成果事例

〇環境分野



紙製クリアファイルの
実用化に向けた研究開発

「嶺南新産業創出モデル補助事業」の実用化研究枠により「脱プラスチック」「SDGs」への取り組み推進を目的として、紙製のクリアファイルを開発しました。開発にあたっては、紙の伸び縮みや波打ちを抑えるため、湿度・温度・熱などの研究を行い、ファイル端までの全面印刷、量産化を実現させました。

主なスケジュール(補助金申請から支払まで)

補助金支払後も、令和8年度以降5年間は「企業化報告」等を行っていただく必要があります。

令和7年4月～6月

～2月末

～3月末

事業計画書

審査

審査適正

交付申請

交付決定

事業開始

中間報告書

実績報告書

確定検査

支払

補助対象経費

補助対象となる経費は、以下の条件をすべて満たすものとします。

- ①事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②交付決定日以降の契約・発注により発生した経費
- ③事業期間内(2月末日まで)に支払が完了している経費
- ④証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
(詳しくは、「募集案内」等をご参照ください。)

消耗品費、原材料費

実験・分析等を行うための試薬や材料等の消耗品、研究開発・販路開拓に使用する原料や材料、資材などの購入経費

機械装置費、外注加工費

機械装置または工具・器具の購入や改造経費、レンタル利用、加工や設計などを外注する経費

特許取得費

特許出願のための明細書等の作成に要する弁理士費用、手続き代行費用等の経費

調査費(基礎研究枠・販路開拓枠)

市場調査や産業財産調査を委託する場合の経費や、調査に伴う国内旅費、資料等の購入経費

共同研究費

大学や試験研究機関等と共同研究する場合に必要な経費
(共同研究契約に基づく研究)

販路開拓費(実用化研究枠・販路開拓枠)

展示会出展や設営等の経費、パンフレットやポスター等の印刷代、広告媒体の活用による宣伝費、ホームページの制作費、専門家を招聘するための謝金や旅費などの経費

その他の経費

測定、分析、解析、試験などに要する経費等で、当法人理事長が特に必要と認めた経費

申請企業の人件費、電気代、謝金や、申請企業グループ内の企業間取引に要する経費などは認められません。

また、やむを得ない事由により計画変更をするときは、計画変更前か補助事業の終了1ヶ月前までにエネ研の承認を受けてください。

◆ 応募方法 ◆

当法人のホームページに掲載している「募集案内」、「交付要領」をお読みいただき、必要書類を作成の上、当法人(産業育成部)までお申込み下さい。(なるべく事前にご相談をお願いします)

※該当ページのURL: <https://www.werc.or.jp/support/model/>

◆ 補助金交付の可否の決定方法 ◆

「事業計画書」に基づき、書面、面談(オンライン含む)による審査を実施します。その結果、適正と認められた場合には、改めて「交付申請書」をご提出いただいたうえで、補助金交付の可否を最終決定します。



お問い合わせ・応募先

公益財団法人
若狭湾エネルギー研究センター
産業育成部
〒914-0192
福井県敦賀市長谷64-52-1
電話 0770-24-7276
FAX 0770-24-7275
Eメール sangyo@werc.or.jp
URL: <https://www.werc.or.jp/>

